以上	
以上	
以上	
以上	
以上	
以上	

」

に、「選択必修課目」を「選択課目」に改める。

別表第一の次に次の表を加える。

別表第一の二

課目		単位数
必修課目	理容技術理論	四単位以上
	理容実習	二十三単位以上
小計		二十七単位以上
選択課目		七単位以上
合計		三十四単位以上

備考　単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

別表第三衛生管理理容保健の項の上欄中「理容保健」を「保健」に改め、同項の下欄第八号を次のように改める。

八　理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

別表第三理容の物理・化学の項の上欄中「理容の物理・化学」を「香粧品化学」に改め、同項の下欄第二号及び第三号中「物理学及び」を削り、同欄第四号中「物理学又は」を削り、同欄に次の一号を加える。

六　理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

別表第三理容文化論の項の上欄中「理容文化論」を「文化論」に改め、同項の下欄第四号㈡を次のように改める。

㈡　理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者

別表第三理容運営管理の項の上欄中「理容運営管理」を「運営管理」に改め、同項の下欄第四号㈡を次のように改める。

㈡　理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者

別表第三選択必修課目の項の上欄中「選択必修課目」を「選択課目」に改める。

（理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第四条　理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは化学」を「、化学、経済学、経営学若しくは会計学」に改め、同条第四号中「別表第一」の下に「又は別表第一の二」を加え、「（理容文化論及び理容運営管理を除く。）」を削る。

（美容師法施行規則の一部改正）

第五条　美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設において理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第十一条前段に規定する期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあっては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあっては一年六月とする。

第十二条中「理容理論」を「理容技術理論」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2　理容師法第二条の規定により理容師の免許を受けた者については、その申請により、美容技術理論を除く筆記試験を免除する。

第十五条第二項第三号を削る。

第十九条第一項第八号中「（昭和二十二年法律第二百三十四号）」を削る。